

野焼きは法律で 禁止されています

家庭ごみの野焼きは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。違反した場合は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。

野焼き禁止の例外として規定されているものには、農林漁業に関するやむを得ない焼却等があります。ただし煙や悪臭など、近隣の迷惑となるような焼却はやめましょう。

焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やしていて煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情の原因となる場合がございます。

田畑等でやむを得ず焼却をする場合は、

- ① 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の量にとどめる
- ② 風向きや強さ、時間帯を考慮する

③ 事前に近所に日時等を説明するなどご配慮をお願いします。みんな協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎63・3800)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、日本年金機構より送られてくる納付書により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受け取れなくなったりすることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

■保険料の納付は便利な

口座振替がお勧めです

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず便利で、納め忘れも防ぐことができます。

ご利用される方は、金融機関窓口にて口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)の上、手続きをしてください。

■保険料を納めるのが

困難なとき

経済的な理由等で保険料を納付いただくことが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態ですと、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎

年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎63・3800)

「ご存じですか？」

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から65歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎63・3800)

介護保険の施設サービス を利用した場合の 費用について

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床)に入所および短期入所生活介護(ショートステイ)を利用する場合、施設サービス費の自己負担分(1割、2割または3割)に加えて居住費、食費、日常生活費を支払います。

居住費、食費の支払いについて、所得(収入)が低い方には、所得(収入)に応じて自己負担額が軽減されます。

※軽減を受ける場合は必ず町役場への申請手続きが必要となります。
申請手続きに必要なものは、介護保険証、施設サービスを受ける方および配偶者の預貯金通帳等の写しをご持参ください。

令和3年8月から制度改正により利用者負担段階、預貯金等

の状況および食費の自己負担限度額について改正がありました。
※左記の場合は対象外になりましたのでご注意ください。

○対象者本人が住民税課税者の場合

○同一世帯に住民税課税者がいる場合

○世帯分離しているが配偶者が住民税課税者の場合

○預貯金等の合計額が単身または夫婦で各利用者負担段階における一定額以上の場合など

詳しくは、いきいき長寿課やケアマネジャーにご相談ください。

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課

(☎63・3807)



第7回 みんなで手話を覚えよう



手話を覚えるきっかけとして、手話単語を紹介します。
手話が身近な言語となるよう、皆さんも一緒にやってみましょう。

【ありがとう】

①右手を左手の甲の上に当てます。



②左手の甲から右手をタテに垂直に上げます。

